井がハークークニ島

平成29年6月号

三島公共職業安定所 伊東出張所

伊東出張所 TEL 0557-37-2605 熱海市ふるさとハローワーク TEL 0557-82-8655

伊豆市地域職業相談室

TEL 0558-74-3075

TEL 055-980-1300

6月は外国人労働者問題啓発月間です

外国人雇用はルールを守って適性に!

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適性に就労できるよう事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解のうえ、適性な外国人の雇用管理をお願いいたします。

外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名・在留資格などをハローワークに届け出てください。 ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境改善に向けての助言や指導、離職した外国人への再就 職支援を行います。

また、届出にあたり、雇入れる外国人の在留資格などを確認するため、不法就労の防止につながります。

外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理 の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が施行されています。 この指針に沿って、職場環境の改善や再就職支援に取り組んでください。

外国人を雇用している事業主の方は、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか?
- 労働関係法令を守っていますか?労働保険・社会保険に適切に加入していますか?
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか?
- 安易な解雇をしていませんか?
- 雇入れ・離職の際にハローワークへ雇用状況の届出を行っていますか?

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 求人専門援助部門
TEL 055-980-1302 FAX 055-987-6444

高年齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の 提出をお願いします!

「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主は毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況を、管轄のハローワークを経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

報告対象となる事業所へは5月下旬に報告用紙が送付されております。提出期限は7月18日(火)となりますので報告書の提出をお願いいたします。

※報告対象の事業所は、三島公共職業安定所管内(伊東出張所含む)に本社を置く事業所となります。 報告書の提出対象となるにも関わらず報告書が届いていない場合や作成にあたりご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

高年齢者雇用状況報告

事業主は毎年6月1日現在における定年および継続雇用制度の状況、その他高年齢者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければなりません。

障害者雇用状況報告

雇用する常用雇用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が50人以上の事業主は、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者および精神障害者の労働者の雇用状況を報告する義務があります。

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 雇用指導官 TEL 055-980-1302 FAX 055-987-6444

新規学卒求人説明会・名刺交換会を開催しました

平成 30 年 3 月新規学校卒業予定者を対象とした求人説明会および名刺交換会を 5 月 19 日に開催しました。当日は求人説明会に企業 99 社、名刺交換会には企業 63 社、学校 28 校の皆さまにご出

席いただきました。お忙しい中ご出席く ださいました皆さまに厚くお礼申し上げ ます。

6月1日より新規中学・高校卒業予定者を対象とした求人の受付がスタートしました。採用選考は中学生1月1日以降、高校生9月16日以降となります。

一人でも多くの新規学校卒業者がより 良い職業生活に移行できますよう、また、 採用選考が公正なものとなりますよう皆



さまのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 求人専門援助部門 TEL 055-980-1302 FAX 055-987-6444

事業主の皆さきへ 雇用保険の届出に マイナンバーの記載が必要です!

平成 27 年 10 月1日からマイナンバー制度が施行され、雇用保険制度においては平成 28 年 1 月 より各種届出の際にマイナンバーの登録をお願いしています。

今後も届出の際には、必ずマイナンバーを記載していただきますようよろしくお願いいたします。

雇用保険の届出(以下の①~⑤)には**必ずマイナンバーを記載**してください

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齡雇用継続給付受給資格確認票•(初回)高年齡雇用継続給付支給申請書
- ④育児休業給付受給資格確認票•(初回)育児休業給付金支給申請書
- ⑤介護休業給付金支給申請書
- ※届出の際にマイナンバーカード等の写しの添付は不要です。

マイナンバー取得時には厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、番号確認 (正しい番号であることの確認)、身元 (実在)確認 (番号の正しい持ち主であることの確認) が必要です。

具体的な本人確認の内容については、厚生労働省のホームページに掲載しています。

http://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunya/000087941.html

よくあるご質問

- Q マイナンバーの届出は義務ですか?
- A 義務です。事業主には、番号法および雇用保険法に基づき雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務付けられています。 旧様式を使用する場合や何らかの理由でマイナンバーを記載できない場合には、改めて【個人番号登録・変更届出書】によりマイナンバーを提出してください。
- Q 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合はどうすれば良いのですか?
- A マイナンバーの記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明し取得をお願いいたします。それでも提供を受けることが困難な場合には、マイナンバーの記載がない届出書を受理します。

〈お問い合わせ〉 ハローワーク三島 雇用保険課(適用担当)TEL 055-980-1304 FAX 055-987-6444

労働保険年度更新手続きのお願い (6月1日~7月10日)

前月号でもお知らせしました労働保険年度更新手続きは、7月10日(金)までに行っていただきますようよろしくお願いいたします。

労働保険年度更新とは・・・

労働保険は労災保険と雇用保険を併せたもので、その保険料は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を基に計算します。 労働保険料は、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ精算していただくこととなっており、事業主の 皆さまには、"前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付"、"当年度の概算保険料を納付するための申告・納付" を併せて行っていただきます。この一連の手続きを「労働保険年度更新」といいます。

〈お問い合わせ〉 静岡労働局総務部労働保険徴収課TEL 054-254-6316

有効求人倍率の推移

		H28.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29.1月	2月	3月	4月
三島所		1.32	1.22	1.28	1.27	1.38	1.36	1.36	1.44	1.58	1.60	1.59	1.51	1.49
	三島	1.30	1.15	1.21	1.18	1.27	1.26	1.30	1.37	1.46	1.48	1.49	1.37	1.36
	伊東	1.39	1.46	1.57	1.61	1.76	1.71	1.57	1.72	2.01	2.01	1.96	2.06	2.01
静岡県		1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.42	1.47	1.51
全 国		1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48

⁽注) 静岡県・全国は季節調整値

職業紹介関係主要指標

	<i>-</i> =	T			11 24 5	+1 + 4 +
項目	年 月	平成29年4月	平成29年3月	平成28年4月		対 前 年 同 月 増 減 率 (差)
Д П	1 新規求職申込件数	1,231	1.197	1,405		<u>12.4%</u> 1 2.4%
	2 月間有効求職者数	4,336	4,350	4,798		▲ 9.6%
	3 新 規 求 人 数	2,229	2,371	2,144		4.0%
I	4月間有効求人数	6,457	6,578	6,345		1.8%
全	5 紹 介 件 数	1,464	1,751	1,595		▲ 8.2%
	6 就 職 件 数	380	522	434	▲ 27.2%	▲ 12.4%
	7 充 足 数	317	435	380	▲ 27.1%	▲ 16.6%
	8 新規求人倍率(3/1)	1.81倍	1.98倍	1.53倍	▲ 0.17P	0.28P
	9 有 効 求 人 倍 率(4/2)	1.49倍	1.51倍	1.32倍	▲ 0.02P	0.17P
数	三島本所	1.36倍	1.37倍	1.30倍	▲ 0.01P	0.06P
~	伊東出張所	2.01倍	2.06倍	1.39倍	▲ 0.05P	0.62P
	10 就職率(6/1×100)	30.9%	43.6%	30.9%	▲ 12.7P	0.0P
	11 充足率(7/3×100)	14.2%	18.3%	17.7%	▲ 4.1P	▲ 3.5P
_	12 新規求職申込件数	754	773	874	▲ 2.5%	▲ 13.7%
п	13 月間有効求職者数	2,744	2,825	3,055	▲ 2.9%	▲ 10.2%
_	14 新 規 求 人 数	1,137	1,078	1,122	5.5%	1.3%
	15 月間有効求人数	3,160	3,260	3,209	▲ 3.1%	▲ 1.5%
	16 紹介件数	976	1,083	1,099	▲ 9.9%	▲ 11.2%
	17 就 職 件 数	196	248	225	▲ 21.0%	▲ 12.9%
	18 充 足 数	142	204	196	▲ 30.4%	▲ 27.6%
般	19 就職率(17/12 × 100)	26.0%	32.1%	25.7%	▲ 6.1P	0.3P
,	20 充足率(18/14 × 100)	12.5%	18.9%	17.5%	▲ 6.4P	▲ 5.0P
	21 新規求職申込件数	477	424	531	12.5%	▲ 10.2%
Ш	22 月間有効求職者数	1,592	1,525	1,743	4.4%	▲ 8.7%
	23 新 規 求 人 数	1,092	1,293	1,022		6.8%
パー	24 月間有効求人数	3,297	3,318	3,136	▲ 0.6%	5.1%
	25 紹介件数	488	668	496	▲ 26.9%	▲ 1.6%
タ	26 就 職 件 数	184	274	209		▲ 12.0%
1	27 充 足 数	175	231	184		▲ 4.9%
ム	28 就職率(26/21 × 100)	38.6%	64.6%	39.4%		▲ 0.8P
	29 充足率(27/23 × 100)	16.0%	17.9%	18.0%	▲ 1.9P	▲ 2.0P

⁽注)(全数)=(一般)+(パートタイム)

雇用保険関係主要指標

項目		年 月	平成29年4月	平成29年3月	平成28年4月	対 前 月 増 減 率	対 前 年 同 月 増 減 率
雇用保険	適	適用事業所数	5,317	5,252	5,113	1.2%	4.0%
		被保険者数	72,283	71,518	69,929	1.1%	3.4%
	用	資格取得者数	2,889	1,580	1,848	82.8%	56.3%
		資格喪失者数	2,110	1,069	1,875	97.4%	12.5%
		離職票交付枚数	1,074	630	1,085	70.5%	▲ 1.0%
	給 付	受給資格決定件数	341	254	444	34.3%	▲ 23.2%
		受給者実人員	788	826	941	▲ 4.6%	▲ 16.3%

⁽注) ▲は減少率である。

⁽注) ▲は減少率(差)、Pはポイントである。